

へき地保育所・児童館をご利用のみなさんへ



# 幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対して、独自の軽減支援を行います。

国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおり御案内します。ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。

●就学前までの全ての期間で、保育料を軽減します。

●必要な手続きは、次のとおりです。園を通じて必要な書類をお届けします。

年齢区分	必要な手続き	
	へき地保育所	児童館
0歳～2歳児	保育料の軽減を受けるための免除の申請（子どものための補足給付認定申請）	
3歳児～就学前	保育料の軽減を受けるための免除の申請（子育てのための施設等利用給付認定申請）	

◆行事費、教材費、通園バス利用料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

◆児童館を学童の家として利用している小学生は、これまでどおり有料となります。

お問い合わせ：宮古市こども課子育て支援係 電話 68-9084

## 宮古市の軽減支援の基本的な考え方



- ① 新たに負担することになる副食費への支援
- ② 国の無償化の対象とならない0歳児～2歳児まで対象年齢を拡大

